

和福障第12号
令和3年4月2日
(2021年)

障害福祉サービス事業等事業所 管理者 様

和歌山市長 尾花 正啓
(公印省略)

令和3年度報酬改定及び前年度実績等に係る基本報酬及び加算の届出について

平素は本市障害福祉行政に多大なご尽力を賜りありがとうございます。

標記につきまして、令和3年4月1日からの適用を希望する場合は、以下のとおり届出を行ってください。

なお、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援A型・B型、計画相談・障害児相談支援については、令和3年度報酬改定において基本報酬の算定方法が変更されていますので必ず提出が必要です。

1. 提出期限 **令和3年4月15日(木) 必着**

2. 提出方法 郵送または持参
※新型コロナウイルス感染防止のため可能な限り郵送での提出をお願いします。
※本通知による届出書類は、和福障第3664号による届出書類（従業者の員数等の報告）とあわせて提出してください。その際、重複する書類は省略していただいかまいません。

3. 届出について

(1) 対象事業所

療養介護、生活介護、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立訓練（機能・生活）、共同生活援助、施設入所支援、地域移行支援、計画・児相談支援

(2) 届出が必要な事業所

前年度実績等により4月から基本報酬や加算の変更が生じる場合に届出が必要です。

「別紙」で該当する事業の欄を確認の上、変更がある場合は(3)の提出書類を提出してください。変更がない場合は届出は不要です。

※以下の事業所は基本報酬の算定要件に見直しがあったため届出が必須です。各事業に対応する別紙を含む必要書類を提出してください。

就労移行支援（別紙46）、就労定着支援（別紙47）、就労継続支援A型（別紙43）

就労継続支援B型（別紙45）、計画・児相談支援（別紙63）

(3) 提出書類について

別添の「加算等の届出に必要な書類一覧」で必要書類を確認し、以下の市ホームページから様式をダウンロードして作成してください。

障害福祉サービス事業等の指定・変更・休廃止等（ページ番号 1000838）

http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/shinseisyo_dl/1000409/1000387/1000838.html

4. 留意事項

- ・期限内に提出がない場合は、令和3年4月からの算定はできませんのでご注意ください。
- ・提出が不要な場合でも、前年度実績を確認し、報酬区分及び加算の要件を満たすか必ず確認してください。後々満たしていなかったことがわかった場合、過誤調整等の対象となります。
- ・当該届出により、令和3年4月から遡及適用となるのは、前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算のみです。前年度実績に基づかない加算（例：福祉専門職員配置等加算）については、通常通りの取扱いとなります。

★加算等の算定される単位数が「増える」場合
届出が月の **15 日以前**に行われた場合…翌月から算定開始
届出が月の **16 日以降**に行われた場合…翌々月から算定開始

〒640-8511 和歌山市七番丁 23 番地

和歌山市福祉局社会福祉部

障害者支援課 事業所指定担当

Tel : 073-435-1060 Fax : 073-431-2840

Mail : shogaishashien@city.wakayama.lg.jp